

宜野湾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
宜野湾市条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宜野湾市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法の概要

【趣旨】

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる

【概要】

第1章 総則

◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市・県・国・事業者・国民の責務）、定義規定

第2章 子ども・子育て支援給付

◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）
◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）

第3章 給付対象施設・事業者

（施設型給付）：認定こども園・幼稚園・保育所 （地域型保育給付）：家庭的保育・小規模保育等

◆ 施設・事業者の確認手続、責務、基準、確認の取消、業務管理体制の整備、指導監督
◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請
◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等

第4章 地域子ども・子育て支援事業

◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等

第5章 子ども・子育て支援事業計画

◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市子ども・子育て支援計画の策定、県子ども・子育て支援計画の策定

第6章 費用等

◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業者拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

第7章 子ども・子育て会議等

◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村の合議制機関の設置努力義務

第8章 雑則・第9章 罰則

附 則

◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、民間保育所への委託費の支払 等

【関係整備法】

◆ 児童福祉法の一部改正

各事業の定義、小規模保育等の提供体制の確保義務、市町村の保育利用あっせん・要請、入所の措置、保育所認可制度の改正、小規模保育等の認可等を規定

【施行日】

◆ 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。税制抜本改革による消費税の引き上げ時期を踏まえつつ、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定の期間を要することも考慮して検討）

（※）給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日。子ども・子育て会議は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

子ども・子育て支援法 第61条 抜粋

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(省略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援法 第77条 抜粋

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。